

令和4年第1回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和4年3月8日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 山本哲也   | 2番  | 正垣耕平  |
| 3番  | 家根谷美智子 | 4番  | 大石哲雄  |
| 5番  | 中井照恵   | 6番  | 吉本和広  |
| 7番  | 田上明人   | 8番  | 松井孝恵  |
| 9番  | 樫木正行   | 10番 | 九鬼裕見子 |
| 11番 | 山本明生   | 12番 | 木本眞次  |

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

|      |      |     |      |
|------|------|-----|------|
| 事務局長 | 樫山裕子 | 副局長 | 小倉一仁 |
|------|------|-----|------|

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

|        |       |                 |      |
|--------|-------|-----------------|------|
| 町長     | 奥田誠   | 副町長             | 山本敏章 |
| 教育長    | 宮内一裕  | 会計管理者<br>(会計課長) | 十河貴子 |
| 総務課長   | 水口和洋  | 総務課副課長          | 中島正博 |
| 振興課長   | 平尾好孝  | 振興課副課長          | 吉田忠弘 |
| 税務課長   | 笠松昭宏  | 住民課長            | 瀬田和哉 |
| 住民課副課長 | 芦口正史  | 住民課副課長          | 陸平志保 |
| 福祉課長   | 木村陽子  | 福祉課副課長          | 芝健治  |
| 福祉課副課長 | 坂本真理子 | 長寿課長            | 宮本真里 |
| 長寿課副課長 | 目良大敏  | 建設課長            | 栗田信孝 |

|                                        |             |             |      |
|----------------------------------------|-------------|-------------|------|
| 建設課副課長                                 | 山根康生        | 建設課副課長      | 谷本和久 |
| 上下水道課長                                 | 谷本誠         | 上下水道課副課長    | 陸平将史 |
| 教育委員会事務局<br>教育委員会事務局<br>学校給食センター<br>所長 | 三浦誠<br>前芝由希 | 教育委員会事務局副局長 | 平岩晃  |

---

## ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 2 号 上富田町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5 号 上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 6 号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7 号 上富田町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 8 号 上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 9 号 上富田町体育施設の職務権限の特例に関する条例
- 日程第 12 議案第 10 号 上富田町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 11 号 上富田町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 12 号 上富田町町税の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 13 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 14 号 上富田町敬老祝金支給条例
- 日程第 17 議案第 15 号 上富田町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例
- 日程第 18 議案第 16 号 上富田町ふれあい公園設置及び管理に関する条例

|        |          |                                    |
|--------|----------|------------------------------------|
| 日程第 19 | 議案第 17 号 | 上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例を廃止する条例      |
| 日程第 20 | 議案第 18 号 | 令和 3 年度上富田町一般会計補正予算（第 10 号）        |
| 日程第 21 | 議案第 19 号 | 令和 3 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号） |
| 日程第 22 | 議案第 20 号 | 令和 3 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）  |
| 日程第 23 | 議案第 21 号 | 令和 3 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）     |
| 日程第 24 | 議案第 22 号 | 令和 3 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 3 号）   |
| 日程第 25 | 議案第 23 号 | 令和 3 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）     |
| 日程第 26 | 議案第 24 号 | 令和 3 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号） |
| 日程第 27 | 議案第 25 号 | 令和 3 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 2 号）  |
| 日程第 28 | 議案第 26 号 | 令和 4 年度上富田町一般会計予算                  |
| 日程第 29 | 議案第 27 号 | 令和 4 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算          |
| 日程第 30 | 議案第 28 号 | 令和 4 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算           |
| 日程第 31 | 議案第 29 号 | 令和 4 年度上富田町特別会計介護保険予算              |
| 日程第 32 | 議案第 30 号 | 令和 4 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算            |
| 日程第 33 | 議案第 31 号 | 令和 4 年度上富田町特別会計奨学事業予算              |
| 日程第 34 | 議案第 32 号 | 令和 4 年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算          |
| 日程第 35 | 議案第 33 号 | 令和 4 年度上富田町特別会計公共下水道事業予算           |
| 日程第 36 | 議案第 34 号 | 令和 4 年度上富田町水道事業会計予算                |
| 日程第 37 | 議案第 35 号 | 令和 4 年度上富田町特別会計朝来財産区予算             |
| 日程第 38 | 議案第 36 号 | 公の施設の指定管理者の指定について                  |
| 日程第 39 | 議案第 37 号 | 町道路線の認定について                        |

△開 会 午前 8 時 5 7 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 4 年第 1 回上富田町議会定例会を開会いたします。

今会期中におきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用、手指の消毒等にご協力をお願いいたします。また、会議では換気のため、小まめに休憩を取りたいと思いますので、ご了承ください。

ここで、暫時休憩をいたします。

---

休憩 午前 8 時 5 8 分

---

再開 午前 9 時 0 5 分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

#### △日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 1 番、山本哲也君、2 番、正垣耕平君を指名いたします。

---

#### △日程第 2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 25 日までの 18 日間にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は18日間に決定いたしました。

---

△日程第3 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（樫山裕子）

諸般の報告をいたします。

令和3年12月定例会以降の議員活動並びに地方自治法第121条の規定により出席要求した3月定例会の説明員につきましては、お手元に配付しています。

また、総務文教常任委員会からの所管事務調査報告書と本定例会までに提出のありました要望書等につきましては、写しをお手元に配付しておりますのでお目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締切りにつきましては、本日3月8日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和4年第1回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

初めに、いまだに鎮静化の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症につきましては、和歌山県にも令和4年2月5日からまん延防止等重点措置が発出、延期されていましたが、3月7日から解除となっています。

町では、医療従事者のご協力を得ながら、感染症予防と重症化の防止、蔓延を防ぐ集団免疫の獲得のため、1月22日から対象住民への3回目のワクチン接種を進めています。

住民の方々が一刻も早く無事にワクチン接種を完了し、町内及び日本全国で新型コロナウイルス感染症が終息するようお願いながらワクチン接種を進めていますので、ご協力をよろしくお願いします。

さて、本定例会に上程しご審議をお願いします議案につきましては、条例の制定4件、条例の一部改正11件、条例の廃止1件、令和3年度一般会計・特別会計補正予算8件、令和4年度一般会計・特別会計予算10件、指定管理者の指定1件、町道路線の認定1件の計36件であります。

なお、追加議案として、副町長の選任に関する人事案件1件と、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する人事案件1件、上富田町教育委員会委員の任命の人事案件1件の計3件について本定例会中に上程させていただきますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、2期目就任後初めての定例会に際しまして、重要案件を提案するに当たり、基本方針を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

令和4年度の基本方針ですが、厳しい財政状況に変わりなく、新型コロナウイルス感染症への対応と地域経済の活性化対策の両立を目指すとともに、引き続き効率的で持続可能な行政運営を確保するため一層の取組を進めてまいります。

令和4年度の一般会計当初予算の編成に当たり、第5次上富田町総合計画及び第2次上富田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本とし、国の制度改正や新規施策の動向、経済情勢を見極め、地方財政措置の動向に留意し、従前からの経費の節減をなお一層進めるとともに、事務事業の見直しや徹底した行財政改革により将来の財政負担の抑制を図るよう職員に指示しています。

それにより、従来からの町の施策の効果もあり、人口増による税収の増加や国からの地方交付税の増加、また、ふるさと納税による寄附金の増加などにより、町として必要な施策には資金を投入して、第5次総合計画の将来像である「花咲く明日につながる口熊野 かみとんだ」に向けて実施していくよう進めています。

また、予算執行に当たっては、監査委員の指摘事項を十分に反映し取り組んでまいりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案日程に従いまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第2号につきましては、上富田町防災会議条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、内閣府が策定した第5次男女共同参画基本計画の成果目標である防災会議の委員に占める女性の割合を改善するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第3号につきましては、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例案でございます。この条例は、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置との権衡を踏まえ、育児休業等の要件の緩和等を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第４号につきましては、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、地方自治法第２０３条の２の規定による委員会の非常勤委員等への報酬の支給について、令和４年度より委員の区分や報酬額を一部変更したことにより、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第５号につきましては、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、特殊勤務手当の追加と令和３年度の職員の給与等に関する条例改正に準じて、会計年度任用職員の期末手当について、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第６号につきましては、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、株式会社日本政策金融公庫等が行う恩給・共済年金担保融資の廃止に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第７号につきましては、上富田町特別会計条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、特別会計宅地取得資金貸付事業会計及び特別会計住宅新築資金貸付事業会計の廃止に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第８号につきましては、上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、共同作業場の設置、名称及び位置を定めており、今回、ポリエステル共同作業場の実際の使用形態に合わせて名称を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第９号につきましては、上富田町体育施設の職務権限の特例に関する条例案でございます。この条例は、上富田町体育施設の管理運営を教育委員会から振興課に移管する際に必要な特例を条例に規定するため、制定するものであります。

次に、議案第１０号につきましては、上富田町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、市ノ瀬河川公園の一部をキャンプ場として整備するため、条例で管理している河川公園を現状の管理者に合わせるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第１１号につきましては、上富田町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、農地利用最適化推進委員の定数の基準となる農地面積が変更となるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第１２号につきましては、上富田町町税の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、上富田町滞納処分審査会を廃

止し、本条例に対する諮問を和歌山県行政不服審査会に移行するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 13 号につきましては、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割額の減額措置が導入されることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 14 号につきましては、上富田町敬老祝金支給条例案でございます。この条例は、敬老年金について祝い金の意味が強いものとなっており、現状に合わせて、上富田町敬老年金給付条例を廃止し、新たに上富田町敬老祝金支給条例として制定するものであります。

次に、議案第 15 号につきましては、上富田町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例案でございます。この条例は、和歌山県が施工する急傾斜地崩壊対策事業等の本町負担分の受益者負担について、地方自治法第 224 条の規定に基づき、必要な事項を規定するため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第 16 号につきましては、上富田町ふれあい公園設置及び管理に関する条例案でございます。この条例は、市ノ瀬河川公園並びに岩田河川公園の管理者を、現状管理をしています教育委員会とし、名称も新たにふれあい公園とするため、条例の制定をするものです。

議案第 17 号につきましては、上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例を廃止する条例案でございます。この条例は、上富田町民水泳プールの解体工事が完了したことから、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第 18 号につきましては、令和 3 年度上富田町一般会計補正予算（第 10 号）でございます。今回、補正前の額に 4,511 万 6,000 円を追加し、予算総額を 78 億 4,544 万 9,000 円と定めています。補正予算の概要は、総務費では、さわやか上富田まちづくり寄附金の増加を見込み必要事業費を措置しています。民生費では、保育所費で 2,325 万 6,000 円を減額補正しています。衛生費では、塵芥処理費で 2,025 万 8,000 円を減額補正、農林水産費では、ため池診断調査委託料で 700 万円を追加補正、土木費では、急傾斜地崩壊対策工事の県営事業負担金 235 万 6,000 円を追加補正しています。教育費では、電子黒板購入費 800 万円を追加補正、野球場大規模改修工事請負費で 1,043 万 4,000 円を減額補正しています。全体としましては、令和 3 年度決算に向けた事業費の見直しが中心となっています。

一方、歳入につきましては、町税、地方譲与税、地方交付税、負担金、使用料、国・県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、町債を見込み措置しています。



次に、議案第19号、令和3年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）から議案第25号、令和3年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）までの7議案につきましては、事業費の見直し補正を行っています。

次に、議案第26号、令和4年度上富田町一般会計予算から議案第35号、令和4年度上富田町特別会計朝来財産区予算までの10議案につきましては、議会会期中に予算審査特別委員会を開催していただき、ご審査をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第36号につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。この議案は、上富田町立産業振興・文化交流館について、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定により、一般社団法人紀州くちくまの未来創造機構を指定管理者として引き続き指定するものであります。

次に、議案第37号につきましては、町道路線の認定についてでございます。この議案は、大坪1号線、延長84.48メートルについて、町道路線の認定をお願いするものであります。

以上が本定例会に上程します諸議案の概要であります。詳細につきましては、担当課長、副課長に説明させますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、令和4年度の職員体制についてですが、令和4年4月1日付で職員6名を新規採用します。現在、町で受け入れている派遣職員は、和歌山県警察本部からの派遣職員1名となります。また、派遣している職員は、田辺市へ派遣しています1名となります。和歌山県後期高齢者医療広域連合及び和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合へ派遣していました町職員2名が帰任いたします。一方、令和3年度の退職予定者は2名となっています。

これにより、職員数につきましては、派遣している職員を除き、令和3年4月1日現在では121名、令和4年4月1日現在では新規採用職員6名を含め127名となります。職員数は6名の増加となりますが、育児休業を取得している職員が1名いますので、全体で不足する部署については、会計年度任用職員を採用することで当面は乗り切りたいと考えています。

今後とも、継続して行財政改革の推進を図り、事務事業の遂行と住民サービスの向上に努める所存でありますので、議員各位におかれましても、ご理解と変わらぬお力添えをお願いを申し上げます。

以上です。

## △日程第 4 議案第 2 号～日程第 3 9 議案第 3 7 号

### ○議長（大石哲雄）

この際、日程第 4 議案第 2 号、上富田町防災会議条例の一部を改正する条例から日程第 3 9 議案第 3 7 号、町道路線の認定についての 3 6 件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務課長、水口君。

### ○総務課長（水口和洋）

おはようございます。

私から、議案第 2 号から議案第 8 号までご説明いたします。

まず最初に、議案第 2 号をお願いいたします。

議案第 2 号、上富田町防災会議条例の一部を改正する条例。

上富田町防災会議条例の一部を別紙のように改正する。

令和 4 年 3 月 8 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町防災会議条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町防災会議条例の一部改正。

上富田町防災会議条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項第 1 号から第 4 号までの規定中「もの」を「者」に改め、同項に次の 1 号を加える。

8 号、前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認めて任命する者。

第 3 条第 6 項中「第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 7 号」を削り、「1 5 人」を「2 2 人」に改め、同条第 7 項中「第 7 号」を「各号」に改める。

この条例につきましては、内閣府が策定した第 5 次男女共同参画基本計画において、市町村防災会議の委員に占める女性の割合の目標値として早期に 1 5 % とし、さらに 3 0 % を目指すこと、また、2 0 2 5 年までに女性委員のいない市町村防災会議をゼロにすることが掲げられております。現在、委員の中に女性がいなかったため定数を増やし、女性委員を任命するため、本条例の一部を改正するものであります。

附則で、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行するとしてございます。

2 ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第 3 号をお願いいたします。

議案第 3 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例は、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置との権衡を踏まえ、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を図るため、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和として、非常勤職員の育児休業、部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上とする要件を廃止、また、育児休業をしやすい勤務環境の整備に関する措置等として、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認及び勤務環境の整備等について、新たに規定するものであります。

2ページをお願いいたします。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するとしてございます。

3ページから新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号をお願いいたします。

議案第4号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部改正。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

この条例につきましては、地方自治法第203条の2の規定による委員会の非常勤委員等への報酬の支給について、令和4年度より委員の区分や報酬額を一部変更したことによる条例の一部改正となります。

改正点につきましては、恐れ入りますが、新旧対照表でご説明いたしますので5ページをお願いいたします。

まず最初に、「監査委員（その他）」を「監査委員（執権を有する者）」に、農業委

員会特別調査委員の日額を6,000円に改め、6ページをお願いいたします。財産区  
管理会委員の日額を削除し、消防副分団長、消防部長、消防班長、消防団員については  
年額の引上げ、消防出動手当は出動回数によって支給していた報酬額を日額8,000  
円に改め、職務が4時間以内の場合は5,000円に改めます。

6ページ下段から人権推進委員会委員、7ページ、大谷総合センター運営審議会委員、  
最終行の土木委員を削除。

8ページをお願いいたします。

民生委員推薦会委員の日額を6,000円に、都市計画審議会委員、地籍調査推進委  
員会委員、住居表示審議会委員については、年額により支給していた報酬を日額6,0  
00円に改め、9ページをお願いいたします。介護保険事業計画等策定委員の日額を6,  
000円に改めます。

4ページにお戻りください。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

次の議案第5号をお願いいたします。

議案第5号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改  
正する条例。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のように改  
正する。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
(案)。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正。

第1条、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のよ  
うに改正する。

この条例につきましては、第1条は会計年度任用職員の特殊勤務手当に関するもので、  
会計年度任用職員が特殊な勤務に従事した場合に職員と同様に支給できるよう新たに規  
定を追加するもので、例えば感染症の防疫作業のため、庁舎等公共施設内で新型コロナ  
ウイルスの陽性者が発生し、保健所の指導により消毒作業を行った場合、1回につき2,  
000円の手当を支給することなどを追加するためのものであります。

施行は公布の日からとし、令和3年4月1日から適用するとしてございます。

第2条につきましては、会計年度任用職員の期末手当の支給率を引き下げるもので、

令和３年の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告に鑑み、令和３年１１月に改正した職員の給与等に関する条例の規定に準じて、会計年度任用職員の期末手当支給率を年間２．５５月分から０．１５月分引き下げ年間２．４５月分とするため、本条例の一部を改正するものであります。

第２条の規定は、令和４年４月１日から施行するとしてございます。

３ページから新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

次の議案第６号をお願いいたします。

議案第６号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のように改正する。

令和４年３月８日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第３条第２項ただし書を削る。

この条例につきましては、株式会社日本政策金融公庫等が行う恩給・共済年金担保融資の廃止により、条例の担保に関する記載部分を削除するため、本条例の一部を改正するものであります。

附則で、この条例は令和４年４月１日から施行するとしてございます。

２ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第７号をお願いいたします。

議案第７号、上富田町特別会計条例の一部を改正する条例。

上富田町特別会計条例の一部を別紙のように改正する。

令和４年３月８日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町特別会計条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町特別会計条例の一部改正。

上富田町特別会計条例の一部を次のように改正する。

第１条中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号を削り、第６号を第４号とし、第７号を第５号とする。

第2条を削る。

この条例につきましては、特別会計住宅新築資金貸付事業及び宅地取得資金貸付事業の国等への償還が令和3年度に終了となることから、この2会計を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。以後の過年度収入につきましては、一般会計を受皿とすることになります。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するとし、経過措置として、2項で、歳入歳出の出納については、令和4年5月31日までの間は、なお従前の例によるとしてございます。

2ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願いいたします。  
以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

次の議案第8号をお願いいたします。

議案第8号、上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例。

上富田町共同作業場設置条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町共同作業場設置条例の一部改正。

上富田町共同作業場設置条例の一部を次のように改正する。

第2条中「上富田町立ポリエステル共同作業場」を「上富田町立アパレル製造加工共同作業場」に改める。

この条例につきましては、共同作業場の設置、名称及び位置を定めており、実際の使用形態に合わせまして、ポリエステル共同作業場をアパレル製造加工共同作業場に改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

2ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

上富田町体育施設の職務権限の特例に関する条例を上程する前に、私から上程に至った経過をご説明申し上げます。

令和2年12月議会において、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を上程する際に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律などに沿って、上富田

町体育施設の職務権限の特例に関する条例の上程や教育委員会への意見聴取及び教育委員会の意見を反映するための一定の担保を保つための規則の制定について実施していなかったことに対しては、明らかに事務処理上の判断ミスによるものであります。議員の皆様には大変ご迷惑をおかけしたことに對し、心からおわびを申し上げます。

今回、上富田町体育施設の職務権限の特例に関する条例を上程し、適用遡及することや教育委員会への意見聴取、体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正を行い、教育委員会の意見を反映するための一定の担保措置を実施することにより、法的にも問題なく、既に経過した違法な期間を正常な状態に戻すことができます。体育施設の管理運営が円滑に進みますよう、議員の皆様のご理解とご協力をくださいますようお願いを申し上げまして説明といたします。

なお、今後は職員全員が身を引き締め、有意、注意の下、再発防止に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

議案第9号につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（大石哲雄）

振興課課長、平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

よろしくお願いします。

私のほうからは、議案第9号、第10号をご説明申し上げます。

議案第9号、上富田町体育施設の職務権限の特例に関する条例。

上富田町体育施設の職務権限の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町体育施設の職務権限の特例に関する条例（案）。

第1条、趣旨です。この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、職務権限の特例について必要な事項を定めるものとする。

第2条、町長が管理及び執行をする教育事務として、町長は、次に掲げる教育事務を管理し、及び執行するものとする。

（1）スポーツに関すること（上富田町体育施設の管理運営に関することに限る。）。

第3条、委任。この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用すると定めています。

本条例は、上富田町体育施設の管理運営を教育委員会から振興課に移管する際に、法的に必要であった本特例条例を令和3年4月1日に適用遡及し上程するものであります。

適用することによりまして、過去に条例が制定されていなかったという問題は解消され、今後は総合的な体育施設として社会体育施設としての役割も担保しつつ、より効果的な運用ができますよう取り組んでまいります。

議員の皆様にはいろいろとご迷惑をおかけしましたことを、この場をお借りしておわび申し上げます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号をお願いします。

議案第10号、上富田町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町公園設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町公園設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町公園設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

今回、市ノ瀬河川公園の一部をキャンプ場として整備するわけですが、その際に、現在、当条例で町長が管理者となっている河川公園、市ノ瀬河川公園、岩田河川公園、稲葉根公園、彦五郎公園、4つの河川公園があるわけなんです、これを現状の管理者に合わせるために、条例の一部を改正するためのものであります。

具体的には、市ノ瀬河川公園と岩田河川公園を削除し、また新たに市ノ瀬キャンプ場を追加し、市ノ瀬キャンプ場の管理を指定管理者に行わせることができるよう改正したものであります。

市ノ瀬河川公園及び岩田河川公園につきましては、この後、議案第16号において、名称を上富田町ふれあい公園とし、新たに教育委員会を管理者とする管理条例の制定を上程します。

3ページに、附則として、この条例は公布の日から施行すると定めております。

4ページからは、参考資料として新旧対象表を添付しておりますので、ご参照よろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

振興課副課長、吉田君。

○振興課副課長（吉田忠弘）

よろしくお願いします。

私からは議案第11号についてご説明申し上げます。



議案第 1 1 号、上富田町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和 4 年 3 月 8 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部改正。

上富田町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条中「8 人」を「7 人」に改める。

改正の理由としまして、令和 4 年度中の任期満了の日以後、農地利用最適化推進委員の定数の基準となる区域内的の農地面積が 7 0 0 ヘクタール未満に変更となるため、本条例の一部を改正するものです。

附則としまして、1 項で、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行するとしています。

2 項で、経過措置として、この条例の施行の際現に改正前の規定により在任する農地利用最適化推進委員は、任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとしてございます。

参考資料としまして、2 ページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

#### ○議長（大石哲雄）

税務課課長、笠松君。

#### ○税務課長（笠松昭宏）

よろしくお願いいたします。

私からは議案第 1 2 号及び議案第 1 3 号についてご説明いたします。

議案第 1 2 号、上富田町町税の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町町税の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和 4 年 3 月 8 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町町税の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町町税の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正。

上富田町町税の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 9 条及び第 2 0 条を削り、第 2 1 条を第 1 9 条とし、第 2 2 条を第 2 0 条とする。

今回の改正につきましては、本条例による処分に対する審査請求があった場合の諮問機関先として規定されている上富田町滞納処分審査会を廃止し、和歌山県と上富田町の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務の委託に関する規約により、本条例による処分について和歌山県行政不服審査会に諮問するため、本条例の一部を改正するものでございます。

附則において、この条例は令和4年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料としまして、2ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

次に、議案第13号についてご説明申し上げます。

議案第13号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、全ての世代で広く安心を支えていく全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、令和4年4月1日より未就学児に係る均等割額について公費負担により5割を軽減するほか、本条例に関する規定の引用条項の変更等を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

この軽減措置による公費負担割合は、国2分の1、都道府県4分の1、町4分の1となります。

2ページをお願いいたします。

附則、第1項において、この条例は公布の日から施行するとしております。ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改定規定並びに附則第3項から第5項まで及び第7項から第14項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行するとしております。

次に、附則、第2項において、この条例による改正後の上富田町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によると定めています。

参考資料といたしまして、4ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照く

ださい。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

長寿課課長、宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

お願いします。

私からは議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号、上富田町敬老祝金支給条例。

上富田町敬老祝金支給条例を別紙のように制定する。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町敬老祝金支給条例（案）。

本条例案は、上富田町敬老年金給付条例において、受給資格者の確認方法や給付の期間など改正の必要な部分があること、支給状況につきましても毎年1回の敬老の日の月に合わせた祝い金の意味合いが強いものとなっているため題名の変更も必要なことから、上富田町敬老年金給付条例を廃止し、新たに上富田町敬老祝金支給条例として制定するものです。

附則として、第1項、この条例は令和4年4月1日から施行する。

第2項、上富田町敬老年金給付条例は廃止するとしています。

附則での廃止につきましては、今回の条例制定はこれまでの制度を引き継ぐ形で制定し直すという意味で行うため、上富田町敬老年金給付条例との関係性を強調する上で附則で廃止するとしています。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

建設課副課長、谷本君。

○建設課副課長（谷本和久）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号、上富田町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例。

上富田町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例を別紙のように制定する。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例（案）。

条文に沿ってご説明いたします。

第1条では、地方自治法第224条の規定に基づき、和歌山県が施行する急傾斜地崩壊対策事業及び和歌山県小規模土砂災害対策事業に要する費用のうち本町が負担することとなる費用に充てるため、当該事業により特に利益を受ける者から分担金を徴収することに関し必要な事項を定めるものとしてございます。

第2条では、分担金の総額は、事業に要する費用のうち本町が負担することとなる費用の2分の1に相当する額を超えない範囲内において町長が定めるとし、第3条、受益者に賦課する分担金の額は、事業の施行によって受ける利益の程度に応じて町長が定めるものとしています。

第4条では、分担金の納期限について、第5条では、分担金の還付及び追徴について、第6条では、分担金の徴収猶予等について、第7条では、委任について定めてございます。

次のページをお願いします。

なお、附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**○議長（大石哲雄）**

教育委員会事務局長、三浦君。

**○教育委員会事務局長（三浦 誠）**

よろしくお願いします。

私からは議案第16号についてご説明申し上げます。

議案第16号、上富田町ふれあい公園設置及び管理に関する条例。

上富田町ふれあい公園設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町ふれあい公園設置及び管理に関する条例（案）。

先ほど、議案第10号において、市ノ瀬河川公園と岩田河川公園の削除する旨の一部改正を町当局より上程がありましたが、それに伴い新たに教育委員会で管理する上富田町ふれあい公園の設置条例の制定を行うものです。

岩田河川公園を岩田ふれあい公園に、市ノ瀬河川公園を市ノ瀬ふれあい公園に名称変更を行います。

附則としまして、この条例は公布の日から施行すると定めています。

何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

**○議長（大石哲雄）**

教育委員会副局長、平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第 17 号についてご説明を申し上げます。

議案第 17 号、上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例を廃止する。

令和 4 年 3 月 8 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）。

上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例を廃止する。

本条例につきましては、このたび上富田中学校敷地内にあります上富田町民水泳プールの解体工事が完了したことに伴い、本条例を廃止するものでございます。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

10 時 15 分まで休憩します。

---

休憩 午前 10 時 04 分

---

再開 午前 10 時 14 分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き、当局より提案理由の説明を求めます。

総務課副課長、中島君。

○総務課副課長（中島正博）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第 18 号についてご説明をいたします。

議案第 18 号、令和 3 年度上富田町一般会計補正予算（第 10 号）。

令和 3 年度上富田町の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,511 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 78 億 4,544 万 9,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款町税、補正前の額に6,300万円を追加し、17億1,704万2,000円と定めています。

2款地方譲与税、補正前の額から8万1,000円を減額。

11款地方交付税、補正前の額に1億3,514万4,000円を追加。

13款分担金及び負担金、補正前の額から7万5,000円の減額。

14款使用料及び手数料、補正前の額から269万5,000円を減額。

15款国庫支出金、補正前の額から1,302万7,000円を減額。

16款県支出金、補正前の額から1,656万9,000円を減額。

17款財産収入、補正前の額に407万2,000円を追加。

18款寄附金、補正前の額に6,020万円を追加。

19款繰入金、補正前の額から6,000円を減額。

21款諸収入、補正前の額から1,560万3,000円を減額。

22款町債、補正前の額から1億6,924万4,000円を減額。

以上、歳入合計では、補正前の額に4,511万6,000円を追加し、78億4,544万9,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款議会費、補正前の額から223万9,000円を減額し、8,116万7,000円と定めています。

2款総務費、補正前の額に2億694万円を追加。

3款民生費、補正前の額から3,252万7,000円を減額。

4款衛生費、補正前の額から6,375万円を減額。

5款農林水産業費、補正前の額から462万6,000円を減額。

6款商工費、補正前の額から42万1,000円を減額。

7款土木費、補正前の額から3,441万5,000円を減額。

8 款消防費、補正前の額から 5 8 8 万 7, 0 0 0 円を減額。

9 款教育費、補正前の額から 1, 7 4 5 万 9, 0 0 0 円を減額。

1 0 款災害復旧費、補正前の額から 5 0 万円を減額。

1 1 款公債費につきましては、財源内訳の変更でございまして補正額はございません。

以上、歳出合計では、補正前の額に 4, 5 1 1 万 6, 0 0 0 円を追加、7 8 億 4, 5 4 4 万 9, 0 0 0 円と定めています。

次のページをお願いします。

「第 2 表 地方債補正」です。

変更です。

1 番、庁舎非常用発電設備更新事業では限度額を 3, 5 1 0 万円と定めています。

3 番、道路橋梁等整備事業では限度額をゼロ円。

4 番、消防施設整備事業では限度額を 1 7 0 万円。

5 番、公民館整備事業では限度額を 1, 6 4 0 万円。

6 番、臨時財政対策債では限度額を 1 億 8 8 6 万 2, 0 0 0 円とそれぞれ定めています。起債の方法、利率、償還の方法は、当初予算のものと変更ございません。

次、7 ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから 9 ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

各内訳につきまして、歳出から説明いたしますので、2 4 ページをお願いいたします。

2 4 ページ、歳出でございます。

今回の補正におきましては、1 2 月での職員人件費、いわゆるボーナスの引下げ等をはじめとした人件費も含めた事業費の精算と決算見込みに基づきまして、多くの款項目で減額補正をしております。その件につきまして説明するのは本意ではございますが、時間の関係上、以下では大きく追加したものについてご説明をいたしますので、ご了解をお願いいたします。

まず、1 款議会費の 1 項議会費では 2 2 3 万 9, 0 0 0 円を減額。

2 款総務費の 1 項総務費では、1 目一般管理費の職員手当のところでございます。4 行目、特殊勤務手当、今回新たに從來からありました感染症防疫作業に従事されたときの特殊勤務手当といたしまして、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、執務室や学校、保育所といったところについて消毒作業に従事する職員につきまして、特殊勤務手当を支給することといたしました。先ほど条例の提案にもございますが、3 年 4 月に遡って適用することといたしましたので、今回予算措置をしております。

本庁部局につきましてはこの総務管理費で、教育委員会職員につきましては、ペー

ジ数で言うと51ページになりますけれども、教育委員会費の総務費のほうでそれぞれ措置をいたしております。

次のページをお願いいたします。

追加したところでございます。

5目財務管理費で1億886万2,000円の追加、減債基金積立金を措置するものでございます。

10目企画費1億2,000万円の追加、ふるさと寄附金の増額に伴いまして、それに関わる経費を措置するものでございます。

以上、1項総務管理費につきましては、合計で2億735万1,000円の追加でございます。

2項徴税費では54万3,000円の減額。

次のページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費では113万1,000円の追加。

4項選挙費では、次のページをお願いいたします。合計で71万6,000円の減額。

続いて、5項統計調査費では8万3,000円の減額。

6項監査委員費では20万円の減額。

3款民生費の1項社会福祉費では、次のページをお願いいたします。各目合計いたしまして507万5,000円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

2項児童福祉費でございます。

1目児童福祉総務費におきまして、18節負担金、補助及び交付金、地域型保育給付費負担金としまして、くまのこ保育所の障害児の受入れに伴って補助金が増えてございます。その下の行、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金、くまのこ保育所に働く保育士さんについて給与の処遇改善をしたことを2月に遡って実施をしておりますので、そのための補助金を措置しているものでございます。

続きまして、6目学童保育費、12節委託料、学童保育業務委託料でございます。コロナ禍になりまして学童保育を欠席される方々が増えてございます。その方々に対して学童保育料を返金するという措置がございました。返金するには学童保育の運営主体のほうから身銭を切らせるわけにいきませんので、町のほうとして委託料として、返金した部分について委託料を増額するというのをいたしましたので、こちらで措置をしております。

続きまして18節負担金、補助及び交付金でございます。先ほどのくまのこ保育所と同様に、学童保育所の指導員の先生方についても賃上げを2月に遡っていたしてござい



ます。そのための補助金を措置してございます。

次のページをお願いします。

以上、児童福祉費合計では2, 745万2, 000円の減額でございます。

続きまして、4款衛生費の1項保健衛生費についてです。次のページをお願いいたします。合計で3, 739万2, 000円の減額でございます。

2項清掃費につきまして、次のページをお願いします。こちらも各目合計で2, 635万8, 000円の減額です。

5款農林水産業費の1項農業費では、次のページをお願いします。4目農業施設整備事業費におきまして841万1, 000円の追加。主なものは12節委託料、ため池診断調査委託料といたしまして、ため池調査に関わる委託料、これ全額国費負担でございます。後ほど国庫負担金のほうでも700万円増額してございます。そちらを受けてため池の調査をしようという部分でございます。

それらを合わせまして、1項農業費全体といたしましては、合計で266万9, 000円の減額でございます。

2項林業費では、合計で195万7, 000円の減額。

次のページをお願いします。

6款商工費の1項商工費、合計で42万1, 000円の減額。

7款土木費の1項土木管理費では192万円の追加。こちら18節負担金、補助及び交付金で県営急傾斜地崩壊対策事業費の負担金を措置しているものでございます。

2項道路橋梁費では、次のページをお願いいたします。各目合計いたしまして812万8, 000円の減額でございます。

3項河川費では、各目合計いたしまして130万9, 000円の減額。

4項都市計画費では、次のページをお願いします。各目合計いたしまして260万4, 000円の追加。こちら27節繰出金で特別会計公共下水道事業への繰出金を措置しているものでございます。

5項住宅費では242万5, 000円の追加。こちらは10節需用費で町営住宅の浴槽の取替えですとか、漏水の修理をしたものでございます。

6項地籍調査費では3, 192万7, 000円の減額。

次のページをお願いします。

8款消防費の1項消防費では、合計いたしまして588万7, 000円の減額。

9款教育費の1項教育総務費では34万8, 000円の減額。こちら冒頭申しました3節職員手当等で特殊勤務手当を予定してございます。

2項小学校費では、次のページをお願いします。

まず、1目小学校管理費で、53ページになりますが、14節工事請負費、1行目の放送設備取替工事は岩田小学校のもの、3行目の特別支援教室の改修工事は朝来小学校の工事でございます。

そのほか17節備品購入費で、各小学校に配置する電子黒板の購入費として800万円を措置してございます。こうした追加がございすけれども全体として減額してございます。合計といたしましては差引き280万2,000円の追加となっております。

3項中学校費では、次のページをお願いいたします。

1目中学校管理費での12節委託料、学校ネットワーク環境整備事業で、校内のWi-Fiとかネットワーク環境の設備を増強して、全員が同時に接続しても耐えられるような設備にしたと伺っております。

17節備品購入費の2行目、学校用備品購入費、パソコンでございすが、先生方用のパソコンを数台購入すると伺ってございます。

以上、中学校費合計では72万6,000円の減額でございます。

4項学校給食費、次のページをお願いいたします。7万5,000円の減額。

続きまして、5項社会教育費でございす。次のページをお願いいたします。社会教育費合計で592万5,000円の減額でございます。

次のページをお願いしす。

6項保健体育費、合計で1,318万7,000円の減額。

10款災害復旧費の1項農林水産施設災害復旧費では50万円の減額。

11款公債費の1項公債費では、こちらも財源内訳の変更で補正額はございません。

次のページ、62ページ以降は今回の補正を反映した給与費明細書です。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、歳入のご説明をいたしますので、10ページをお願いいたします。

歳入でございす。

今回の補正では、地方税をはじめとして歳入全般におきまして決算見込額を精査いたしまして、それぞれ追加または減額をいたしております。

こちらにつきましては、詳細はご説明を省略させていただきまして、金額を読み上げさせていただきます。

1款町税、1項町民税では、合計で9,100万円の追加。

2項固定資産税では2,800万円の減額。

3項森林環境譲与税では8万1,000円の減額。

11款地方交付税の1項地方交付税では1億3,514万4,000円の追加。

13款分担金及び負担金の1項負担金では7万5,000円の減額。

次のページをお願いします。

14款使用料及び手数料の1項使用料では269万5,000円の減額。

15款国庫支出金の1項国庫負担金では、合計1,578万5,000円の減額。

2項国庫補助金では、次のページをお願いします。各目合計で340万4,000円の追加。

3項委託金では、合計で64万6,000円の減額。

次のページをお願いします。

16款県支出金の県負担金では、合計で773万4,000円の減額。

2項県補助金では、次のページをお願いします。各目合計で883万5,000円の減額。

17款財産収入の2項財産売払収入では407万2,000円の追加。

18款寄附金の1項寄附金では6,020万円の追加。

19款繰入金の1項特別会計繰入金では、次のページをお願いします。合計で1,785万5,000円の追加。

2項基金繰入金では、合計で1,786万1,000円の減額。

21款諸収入の2項雑入では、合計で1,560万3,000円の減額。

次のページをお願いします。

22款町債の1項町債では、こちらも合計いたしまして1億6,924万4,000円の減額と定めてございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

#### ○議長（大石哲雄）

住民課副課長、陸平君。

#### ○住民課副課長（陸平志保）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第19号及び議案第20号について説明させていただきます。

議案第19号、令和3年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）。

令和3年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ14万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,751万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3款県支出金では、補正前の額に7万1,000円追加し、13億1,271万7,000円と定めています。

5款繰入金では、補正前の額から64万3,000円減額。

8款国庫支出金では、補正前の額に42万4,000円追加。

以上、歳入合計では、補正前の額から14万8,000円減額し、19億5,751万6,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額から20万1,000円減額し、4,755万4,000円と定めています。

3款国民健康保険事業費納付金については、補正額はございません。

5款保健事業費では、補正前の額から113万3,000円減額。

8款諸支出金では、補正前の額に118万6,000円を追加。

以上、歳出合計では、補正前の額から14万8,000円減額し、19億5,751万6,000円と定めています。

5ページをお願いいたします。

5ページから7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

2、歳入です。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金では72万5,000円減額。

2目財政対策補助金では79万6,000円追加。

計7万1,000円の追加としてございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では2万9,000円を追加。

5款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険基金繰入金では67万2,000円を減額。

8款国庫支出金、1項国庫補助金、2目災害等臨時特例補助金では42万4,000円を追加。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税減

免に対する補助金を措置してございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では9万8,000円の減額。

2目連合会負担金では8,000円の減額。

計10万6,000円の減額措置としてございます。

1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費では9万5,000円の減額。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療費給付費分、次の2項後期高齢者支援金等分、次のページをお願いいたします。3項の介護納付金分につきましては、財源内訳の変更を行ってございます。

5款保健事業費、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費では113万3,000円を減額。こちらにつきましては、コロナ禍のため受診勧奨、健康教室が実施できなかったため減額措置としてございます。

8款諸支出金、2項返還金、1目返還金では118万6,000円を追加。過年度分保険給付費等交付金（特別交付金分）返還金を措置してございます。

14ページ、15ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第20号について説明させていただきます。

議案第20号、令和3年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）。

令和3年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,759万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,944万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3款繰入金では、補正前の額から20万8,000円減額し、2億353万円と定めています。

5 款諸収入では、補正前の額に 1, 7 8 0 万 4, 0 0 0 円追加。

以上、歳入合計では、補正前の額に 1, 7 5 9 万 6, 0 0 0 円を追加し、3 億 4, 9 4 4 万 1, 0 0 0 円と定めています。

歳出です。

1 款総務費では、補正前の額から 1 2 万 8, 0 0 0 円減額し、1, 1 7 8 万 2, 0 0 0 円と定めています。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金では、補正前の額から 8 万円を減額。

5 款諸支出金では、補正前の額に 1, 7 8 0 万 4, 0 0 0 円を追加。

以上、歳出合計では、補正前の額に 1, 7 5 9 万 6, 0 0 0 円を追加し、3 億 4, 9 4 4 万 1, 0 0 0 円と定めています。

次のページ、お願いします。

3 ページから 5 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

2、歳入です。

3 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金では 2 0 万 8, 0 0 0 円を減額。

5 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入では 1, 7 8 0 万 4, 0 0 0 円を追加。過年度分療養給付費負担金精算金を措置してございます。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では 1 2 万 8, 0 0 0 円を減額。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金では 8 万円を減額。

5 款諸支出金、2 項繰出金、1 目他会計繰出金では 1, 7 8 0 万 4, 0 0 0 円を追加。一般会計繰出金を措置してございます。

後期高齢者医療の療養給付費負担金につきましては、一般会計から繰り入れ、広域連合へ負担金として納付しております。今回、過年度分の歳入がございましたので、一般会計繰出金として措置してございます。

1 0 ページ、1 1 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

長寿課副課長、目良君。

○長寿課副課長（目良大敏）

よろしくお願いします。

私からは、議案第21号についてご説明いたします。

議案第21号、令和3年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）。

令和3年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ704万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,418万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款保険料では、補正前の額に1,008万6,000円を追加し、3億2,985万2,000円と定めています。

3款国庫支出金では、補正前の額から66万7,000円を減額。

4款支払基金交付金では、補正前の額から2万円を減額。

5款県支出金では、補正前の額から204万8,000円を減額。

7款繰入金では、補正前の額から30万8,000円を減額。

8款繰越金では、補正前の額に1,000円を追加。

以上、歳入合計につきましては、補正前の額に704万4,000円を追加し、16億8,418万2,000円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額から29万8,000円を減額し、5,390万6,000円と定めています。

2款保険給付費につきましては、補正額ゼロ円、款内各項の増減となります。

4款地域支援事業費、補正前の額から27万9,000円を減額。

5款諸支出金、補正前の額に5万3,000円を追加。

6款基金積立金、補正前の額に756万8,000円を追加。

以上、歳出合計につきましては、補正前の額に704万4,000円を追加し、16

億 8, 418 万 2, 000 円と定めています。

次のページをお願いします。

5 ページから 7 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いします。

8 ページ、9 ページをお願いします。

2、歳入です。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料では 1, 008 万 6, 000 円を追加。決算見込額に合わせた補正措置となります。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金では 200 万円を追加。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金では 262 万 9, 000 円を減額。

2 目介護予防・日常生活支援総合事業交付金では 1 万 8, 000 円を減額。

3 目包括的支援・任意事業交付金では 7 万 9, 000 円を減額。

4 目介護保険事業費国庫補助金では 3 万 8, 000 円を減額。

5 目保険者機能強化推進交付金では 5, 000 円を減額。

7 目災害等臨時特例補助金では 10 万 2, 000 円を追加。こちらは、新型コロナウイルスの感染症の影響により収入が減少した世帯の介護保険料の減免に対する補助金となります。

計 266 万 7, 000 円の減額となります。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金では 1, 000 円を減額。

10 ページ、11 ページをお願いします。

2 目地域支援事業支援交付金では 1 万 9, 000 円を減額。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金では 200 万円を減額。

2 項県補助金、1 目介護予防・日常生活支援総合事業交付金では 9, 000 円を減額。

2 目包括的支援・任意事業交付金では 3 万 9, 000 円を減額。

計 4 万 8, 000 円の減額となります。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目介護予防・日常生活支援総合事業繰入金では 9, 000 円を減額。

3 目包括的支援・任意事業繰入金では 3 万 9, 000 円を減額。

6 目その他一般会計繰入金では 26 万円減額。

計 30 万 8, 000 円の減額となります。

次のページをお願いします。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金では 1, 000 円の追加となります。



14 ページ、15 ページをお願いします。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では29万8,000円の減額。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅サービス給付費では1,500万円の追加。

2 目施設介護サービス給付費では3,000万円の減額。

3 目居宅介護福祉用具購入費につきましては、財源内訳の変更となります。

4 目居宅介護住宅改修費につきましては8万円を追加。

5 目居宅介護サービス計画給付費につきましては100万円を減額。

次のページをお願いします。

6 目地域密着型介護サービス給付費では2,000万円を追加。

計408万円の追加となります。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費では400万円を追加。

2 目介護予防福祉用具購入費につきましては、財源内訳の変更となります。

3 目介護予防住宅改修費では100万円の減額。

4 目介護予防サービス計画給付費では100万円を追加。

計400万円の追加となります。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料につきましては、財源内訳の変更となります。

次のページをお願いいたします。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費では192万円を追加。

5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス費では、財源内訳の変更となります。

6 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費では1,000万円を減額。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・日常生活支援総合事業費では、1 目介護予防・生活支援サービス事業費では、財源内訳の変更。

2 目一般介護予防事業費では7万2,000円の減額となります。

次のページをお願いします。

続きまして2 項包括的支援事業・任意事業費、2 目地域包括支援センター運営費では4万6,000円を減額。

4 目社会保障充実分事業費では16万1,000円を減額。

計20万7,000円の減額となります。

5 款諸支出金、2 項繰出金、1 目他会計繰出金では5万3,000円を追加。こちら

につきましては令和２年度の低所得者保険料軽減負担金の精算に伴う町負担分の返還分となります。

６款基金積立金、１項基金積立金、１目介護給付費準備基金積立金７５６万８，０００円を追加。決算見込みに合わせ保険料相当分を積み立てるものとなります。

２４ページ、２５ページの給与費明細書につきましては、お目通しのほどよろしくお願ひします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（大石哲雄）

建設課副課長、山根君。

○建設課副課長（山根康生）

よろしくお願ひします。

私からは、議案第２２号についてご説明いたします。

議案第２２号、令和３年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第３号）。

令和３年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ３，５６１万５，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億４，９０２万８，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和４年３月８日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願ひします。

「第１表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

２款諸収入では、補正前の額から３，５６１万５，０００円を減額し、１億４，８９６万３，０００円。

歳入合計では、補正前の額から３，５６１万５，０００円を減額し、１億４，９０２万８，０００円と定めてございます。

歳出でございます。

１款宅地造成費、補正前の額から３，５６１万５，０００円を減額し、３，９０６万９，０００円。

歳出合計では、補正前の額から３，５６１万５，０００円を減額し、１億４，９０２万８，０００円と定めてございます。

次の３ページから５ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、１、総括につきまして  
は、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

６ページ、７ページをお願いいたします。

歳入でございます。

２款諸収入、１項収益事業収入及び雑入、１目宅地造成事業収入、補正前の額から３，  
５６１万５，０００円を減額し、１億４，６８０万１，０００円。

計としまして、補正前の額から３，５６１万５，０００円を減額し、１億４，８９６  
万３，０００円と定めてございます。

歳出でございます。

１款宅地造成費、１項宅地造成管理費、１目宅地造成事業費、補正前の額から２，２  
５４万８，０００円を減額し、１，９４８万３，０００円。

２目残土処分場事業費、補正前の額から１，３０６万７，０００円を減額し、１，９  
５８万６，０００円。

計としまして、補正前の額から３，５６１万５，０００円を減額し、３，９０６万９，  
０００円と定めてございます。

８ページ、９ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお  
願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会副局長、平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

よろしくお願いいたします。

議案第２３号についてご説明を申し上げます。

議案第２３号、令和３年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第１号）。

令和３年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算（第１号）は、次に定めるところに  
よる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ７万８，０００円を減額し、歳  
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６１４万７，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入  
歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和４年３月８日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

3款諸収入では、補正前の額に144万円を追加。

4款繰入金では、補正前の額から151万8,000円を減額。

歳入合計では、補正前の額から7万8,000円を減額し、614万7,000円と定めております。

歳出では、1款総務費で、補正前の額から7万8,000円を減額。

歳出合計も同じく、補正前の額から7万8,000円を減額し、614万7,000円と定めております。

次の3ページから5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

続いて、6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

3款諸収入、1目奨学事業貸付金元利収入で、補正前の額に144万円を追加。これにつきましては繰上償還による元利収入の増額でございます。

4款繰入金、1目奨学基金繰入金では、補正前の額から151万8,000円を減額するものです。

8ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

1款総務費、1目一般管理費で、補正前の額から7万8,000円を減額しております。内訳ですが、奨学審議会を書面開催としたことによる旅費の減額と、貸付金については、当初の見込みより少ない申請者数であったために減額、積立金については、繰上償還により増加した元利収入と貸付金の減額などによる剰余金を奨学基金に積み立てるものでございます。

以上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

上下水道課副課長、陸平君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第24号及び議案第25号をご説明申し上げます。

議案第24号、令和3年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）。

令和3年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ22万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,937万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、補正前の額に233万6,000円を追加。

2款使用料及び手数料、補正前の額から7万円を減額。

4款繰入金、補正前の額から253万4,000円を減額。

6款諸収入、補正前の額に4万1,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額から22万7,000円を減額し、1億9,937万円と定めてございます。

歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、補正前の額から22万7,000円を減額。

歳出合計では、補正前の額から22万7,000円を減額し、1億9,937万円と定めてございます。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして、恐れ入りますが、お目通しをよろしくお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目農業集落排水事業負担金、補正前の額に233万6,000円を追加、337万3,000円と定めてございます。農業集落排水事業新規加入負担金11件分を措置してございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目農業集落排水使用料、補正前の額から7万円を減額し、6,373万円と定めてございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正前の額から253万4,000円を減額し、1億2,266万9,000円と定めてございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正前の額に4万1,000円を追加し、9万1,000円と定めてございます。

8ページ、9ページをよろしくお願いいたします。

3、歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水事業費、1 目総務費、補正前の額から 4 万 9, 0 0 0 円を減額し、1, 8 4 0 万 7, 0 0 0 円と定めてございます。

2 目施設維持管理費、補正前の額から 1 7 万 8, 0 0 0 円を減額し、6, 3 1 5 万 4, 0 0 0 円と定めてございます。

計としまして、補正前の額から 2 2 万 7, 0 0 0 円を減額し、8, 1 5 6 万 1, 0 0 0 円と定めてございます。

1 0 ページからの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

続きまして、議案第 2 5 号をご説明申し上げます。

議案第 2 5 号、令和 3 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 2 号）。

令和 3 年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 7 1 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9, 7 4 7 万 3, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 8 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをよろしくお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、補正前の額に 2 9 万 1, 0 0 0 円を追加。

2 款使用料及び手数料、補正前の額に 4 万 6, 0 0 0 円を追加。

3 款財産収入、補正前の額に 2 万 4, 0 0 0 円を追加。

4 款繰入金、補正前の額に 3 3 5 万 4, 0 0 0 円を追加。

歳入合計では、補正前の額に 3 7 1 万 5, 0 0 0 円を追加し、1 億 9, 7 4 7 万 3, 0 0 0 円と定めてございます。

歳出でございます。

1 款公共下水道事業費、補正前の額に 3 7 1 万 5, 0 0 0 円を追加。

2 款公債費につきましては、補正はございませんが、財源内訳の変更となるものでございます。

歳出合計では、補正前の額に371万5,000円を追加し、1億9,747万3,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目公共下水道受益者負担金、補正前の額に29万1,000円を追加し、265万円と定めてございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目公共下水道使用料、補正前の額に4万6,000円を追加し、5,758万1,000円と定めてございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正前の額に2万4,000円を追加し、14万4,000円と定めてございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正前の額に335万4,000円を追加し、1億2,151万円と定めてございます。

8ページ、9ページをお願いします。

3、歳出でございます。

1款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費、1目公共下水道事業費、補正前の額に377万5,000円を追加し、3,038万6,000円と定めてございます。主なものとしまして、24節積立金、下水道事業基金積立金442万8,000円を措置してございます。

2目施設維持管理費、補正前の額から6万円を減額し、3,607万7,000円と定めてございます。

計としまして、補正前の額に371万5,000円を追加し、6,646万3,000円と定めてございます。

2款公債費、1項公債費、1目元金につきましては、今回補正はございません。財源内訳の見直しとなっております。

10ページからの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しをよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務課副課長、中島君。

○総務課副課長（中島正博）

よろしくをお願いいたします。

私からは、議案第26号についてご説明をいたします。

議案第26号、令和4年度上富田町一般会計予算。

令和4年度上富田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億5,700万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

第1表につきましては、款の項目と金額のみを読み上げます。項の項目と金額につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどお願いいたします。

まず、歳入です。

1 款町税 16億8,243万4,000円と定めています。

2 款地方譲与税 7,139万7,000円。

3 款利子割交付金 250万円。

4 款配当割交付金 900万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金 600万円。

6 款法人事業税交付金 2,000万円。



7 款地方消費税交付金 3 億 2, 0 0 0 万円。

8 款ゴルフ場利用税交付金 1, 0 0 0 万円。

9 款環境性能割交付金 6 0 0 万円。

1 0 款地方特例交付金 2, 8 0 0 万円。

3 ページでございます。

1 1 款地方交付税 2 0 億 2, 0 0 0 万円。

1 2 款交通安全対策特別交付金 1 5 0 万円。

1 3 款分担金及び負担金 2, 3 6 7 万 4, 0 0 0 円。

1 4 款使用料及び手数料 1 億 2, 8 2 3 万 8, 0 0 0 円。

1 5 款国庫支出金 7 億 5, 1 4 2 万 3, 0 0 0 円。

1 6 款県支出金 5 億 8 2 2 万 5, 0 0 0 円。

1 7 款財産収入 4, 9 9 1 万 7, 0 0 0 円。

1 8 款寄附金 2 億 1 1 0 万円。

1 9 款繰入金 2 億 8, 3 0 7 万 7, 0 0 0 円。

次のページをお願いします。

2 0 款繰越金 1, 0 0 0 万円。

2 1 款諸収入 1 億 6, 1 9 1 万 5, 0 0 0 円。こちら今回新たに、2 項貸付金元利収入を新設をいたしました。条例等の提案もしてございますが、住宅新築資金貸付金特別会計の閉鎖に伴いまして、そちらで収入すべきだった過年度分の貸付金元利収入を措置するものでございます。

2 2 款町債 6 億 6, 2 6 0 万円。

以上、歳入合計では、6 9 億 5, 7 0 0 万円と定めております。

続きまして、5 ページ、歳出でございます。

こちらも款の項目と金額のみ読み上げます。

1 款議会費 8, 4 3 9 万 1, 0 0 0 円と定めております。

2 款総務費 1 4 億 5, 2 5 2 万 5, 0 0 0 円。

3 款民生費 2 2 億 3, 7 8 8 万 8, 0 0 0 円。

4 款衛生費 8 億 4, 8 9 3 万 5, 0 0 0 円。

5 款農林水産業費 2 億 4, 4 3 1 万 5, 0 0 0 円。

6 款商工費 1 億 4 4 8 万 9, 0 0 0 円。

7 款土木費 5 億 2, 6 6 3 万円。

次のページをお願いします。

8 款消防費 2 億 5 5 6 万 5, 0 0 0 円。

9 款教育費 5 億 6, 1 1 3 万 8, 0 0 0 円。

1 0 款災害復旧費 3 5 3 万円。

1 1 款公債費 6 億 7, 7 5 9 万 4, 0 0 0 円。

1 2 款予備費 1, 0 0 0 万円。

以上、歳出合計では、6 9 億 5, 7 0 0 万円と定めております。

次のページをお願いいたします。

「第 2 表 債務負担行為」です。

産業振興・文化交流館指定管理事業、期間は令和 5 年から令和 8 年度まで、限度額を 8 0 0 万円と定めています。

次のページをお願いします。

「第 3 表 地方債」です。

1、防災行政無線改修事業で、限度額を 4 億 5, 1 0 0 万円と定めています。

2、災害援護資金で 3 5 0 万円。

3、道路橋梁等整備事業で 8 1 0 万円。

4、臨時財政対策債で 2 億円。

合計では、6 億 6, 2 6 0 万円と定めています。起債の方法、利率、償還の方法は、お目通しをお願いいたします。

次のページでございます。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括以降最後のページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上が今回の予算の内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

#### ○議長（大石哲雄）

住民課副課長、陸平君。

#### ○住民課副課長（陸平志保）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第 2 7 号及び議案第 2 8 号について説明させていただきます。

議案第 2 7 号、令和 4 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算。

令和 4 年度上富田町の特別会計国民健康保険事業の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 9 億 7, 7 3 3 万 1, 0 0 0 円と定める。

2 項、事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入。

1款国民健康保険税で3億7,691万2,000円と定めてございます。

2款使用料及び手数料で10万円。

3款県支出金で13億2,267万3,000円。

4款財産収入で19万円。

5款繰入金で2億6,944万6,000円。

6款繰越金で1万円。

7款諸収入で800万円。

歳入合計で19億7,733万1,000円と定めてございます。

続きまして、歳出です。

1款総務費で4,830万6,000円と定めてございます。

2款保険給付費で12億8,119万5,000円。

3款国民健康保険事業費納付金で6億1,450万3,000円。

4款共同事業拠出金で1,000円。

5款保健事業費で2,938万6,000円。

6款基金積立金で19万円。

7款公債費で75万円。

8款諸支出金で200万円。

9款予備費で100万円。

4ページをお願いいたします。

歳入合計で19億7,733万1,000円と定めてございます。

5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終ページの31ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第28号について説明させていただきます。

議案第28号、令和4年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算。

令和4年度上富田町の特別会計後期高齢者医療の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,146万2,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1款保険料で1億3,203万9,000円と定めてございます。

2款使用料及び手数料で1万円。

3款繰入金で2億839万1,000円。

4款繰越金で1万円。

5款諸収入で101万2,000円。

歳入合計で3億4,146万2,000円と定めてございます。

続きまして、歳出です。

1款総務費で1,278万2,000円と定めてございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金で 3 億 2, 5 9 1 万円。

3 款保健事業費で 2 5 7 万 2, 0 0 0 円。

4 款公債費で 1 8 万 8, 0 0 0 円。

5 款諸支出金で 1 万円。

歳出合計で 3 億 4, 1 4 6 万 2, 0 0 0 円と定めてございます。

5 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終ページ、18 ページまでにつきましては、恐れ入りますが、目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

長寿課副課長、目良君。

○長寿課副課長（目良大敏）

よろしくお願いします。

私からは、議案第 2 9 号についてご説明します。

議案第 2 9 号、令和 4 年度上富田町特別会計介護保険予算。

令和 4 年度上富田町の特別会計介護保険の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 6 億 3, 3 5 6 万 2, 0 0 0 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第 2 条、地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

一時借入金。

第 3 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 億円と定める。

歳出予算の流用。

第 4 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2 号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内

でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1 款保険料で3億3,468万円と定めています。

2 款使用料及び手数料で1,000円。

3 款国庫支出金で3億7,769万8,000円。

4 款支払基金交付金で4億1,798万4,000円。

5 款県支出金で2億2,461万8,000円。

6 款財産収入で3万5,000円。

7 款繰入金で2億6,926万3,000円。

8 款繰越金で1万円。

9 款諸収入で927万3,000円。

歳入合計では16億3,356万2,000円と定めています。

3 ページをお願いします。

歳出です。

1 款総務費では4,246万6,000円と定めています。

2 款保険給付費で14億7,957万円。

3 款公債費で150万円。

4 款地域支援事業費で1億949万1,000円。

5 款諸支出金で50万円。

6 款基金積立金で3万5,000円。

歳出合計で16億3,356万2,000円と定めております。

4 ページをお願いします。

「第2表 債務負担行為」です。

事項、介護保険事業計画等策定事業、期間は令和5年度まで、限度額につきましては297万円と定めています。こちらは、令和4年度から令和5年度にかけて高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画を策定するための債務負担行為となります。

次の5ページから7ページ、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終37ページまでは、恐れ入りますが、お目通しいたきますようお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

建設課副課長、山根君。

○建設課副課長（山根康生）

よろしくお願いします。

私からは、議案第30号についてご説明いたします。

議案第30号、令和4年度上富田町特別会計宅地造成事業予算。

令和4年度上富田町の特別会計宅地造成事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,934万6,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款財産収入8万円。

2款諸収入4,926万6,000円。

歳入合計では4,934万6,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費4,889万6,000円。

2款公債費45万円。

歳出合計では、4,934万6,000円と定めてございます。

3ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終14ページにつきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会副局長、平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

よろしくお願いいたします。

議案第31号についてご説明を申し上げます。

議案第31号、令和4年度上富田町特別会計奨学事業予算。

令和4年度上富田町の特別会計奨学事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ646万5,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款財産収入では1,000円。

2款繰越金では1,000円。

3款諸収入では417万7,000円。

4款繰入金に228万6,000円。

歳入合計といたしまして646万5,000円と定めております。

歳出でございます。

1款総務費では646万5,000円と定めております。

なお、次のページ、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終10ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

上下水道課副課長、陸平君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第32号及び議案第33号をご説明申し上げます。

議案第32号、令和4年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算。

令和4年度上富田町の特別会計農業集落排水事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。



第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億68万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1款分担金及び負担金で103万7,000円と定めてございます。

2款使用料及び手数料で6,520万2,000円。

3款財産収入で7,000円。

4款繰入金で1億2,439万3,000円。

5款町債で1,000万円。

6款諸収入で5万円。

歳入合計では、2億68万9,000円と定めてございます。

3ページをお願いします。

歳出です。

1款農業集落排水事業費で8,288万8,000円と定めてございます。

2款公債費で1億1,780万1,000円。

歳出合計では、2億68万9,000円と定めてございます。

4ページをお願いします。

「第2表 地方債」でございます。

起債の目的、1、農業集落排水事業、限度額1,000万円。起債の方法、利率、償

還の方法につきましては、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

5 ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終20 ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第33号をご説明申し上げます。

議案第33号、令和4年度上富田町特別会計公共下水道事業予算。

令和4年度上富田町の特別会計公共下水道事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,004万1,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1款分担金及び負担金で158万2,000円と定めてございます。

2款使用料及び手数料で5,820万円。

3款国庫支出金で750万円。

4款財産収入で17万6,000円。

5款繰入金で1億3,238万3,000円。

6款繰越金で20万円。

7 款町債で1, 0 0 0 万円。

歳入合計では、2 億1, 0 0 4 万1, 0 0 0 円と定めてございます。

3 ページです。

歳出です。

1 款公共下水道事業費で7, 6 2 6 万4, 0 0 0 円と定めてございます。

2 款公債費で1 億3, 3 7 7 万7, 0 0 0 円。

歳出合計では、2 億1, 0 0 4 万1, 0 0 0 円と定めてございます。

4 ページをお願いします。

「第2 表 地方債」でございます。

起債の目的、1、公共下水道事業、限度額1, 0 0 0 万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

5 ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終2 0 ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

#### ○議長（大石哲雄）

上下水道課課長、谷本君。

#### ○上下水道課長（谷本 誠）

よろしくお願いします。

私からは、議案第3 4 号についてご説明申し上げます。

議案第3 4 号、令和4 年度上富田町水道事業会計予算。

総則。

第1 条、令和4 年度上富田町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、給水戸数7, 2 0 0 戸。2、年間総配水量6 6 8 万立方メートル。3、1 日平均配水量1 万8, 3 0 0 立方メートル。4、主要な建設改良事業の概要、配水設備改良事業費1 億2, 4 1 2 万円。

2 ページをお願いします。

収益的収入及び支出。

第3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1 款水道事業収益5 億3, 6 7 3 万1, 0 0 0 円。第1 項営業収益4 億7, 7 1 8 万9, 0 0 0 円、第2 項営業外収益5, 9 5 4 万1, 0 0 0 円、第3 項特別利益1, 0

〇〇円。

支出。

第1款水道事業費用5億3,852万5,000円。第1項営業費用4億9,560万5,000円、第2項営業外費用3,991万9,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費300万円。

3ページをお願いします。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,550万4,000円は、損益勘定留保資金7,027万4,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,100万6,000円、減債積立金7,422万4,000円で補填するものとする。

収入。

第2款資本的収入2,730万円。第1項工事負担金400万円、第2項他会計負担金30万円、第3項企業債2,300万円。

支出。

第2款資本的支出2億280万4,000円、第1項建設改良費1億2,462万円、第2項企業債償還金7,422万4,000円、第3項有形固定資産396万円。

4ページをお願いします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、葛原地区送配水管布設替工事費、限度額2,300万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、5億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との相互の流用。

5ページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なけ

ればならない。

職員給与費 5, 9 4 1 万円。

棚卸資産購入限度額。

第 9 条、棚卸資産の購入限度額は、1, 5 0 0 万円と定める。

令和 4 年 3 月 8 日提出、上富田町長奥田誠。

なお、6 ページから最終 3 5 ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

会計課課長、十河君。

○会計課長（十河貴子）

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 3 5 号につきまして説明させていただきます。

議案第 3 5 号、令和 4 年度上富田町特別会計朝来財産区予算。

令和 4 年度上富田町の特別会計朝来財産区の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 1 5 万 5, 0 0 0 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 3 月 8 日提出、朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1 款財産収入、1 項財産運用収入 4 4 1 万 6, 0 0 0 円。

2 款繰越金、1 項繰越金 1 万円。

3 款繰入金、1 項基金繰入金 7 2 万 9, 0 0 0 円。

歳入合計としまして 5 1 5 万 5, 0 0 0 円と定めてございます。

歳出でございます。

1 款委員会費、1 項委員会費 1 8 8 万 7, 0 0 0 円。

2 款総務費、1 項総務管理費 3 2 6 万 8, 0 0 0 円。

歳出合計といたしまして 5 1 5 万 5, 0 0 0 円と定めてございます。

次の 3 ページ、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終 1 0 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

振興課課長、平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

それでは、議案第36号についてご説明申し上げます。

議案第36号、公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

- 1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称。上富田町産業振興・文化交流館。
- 2、指定管理者となる団体。和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字上ワ通り2537番地の57、一般社団法人紀州くちくまの未来創造機構、代表理事浦聖治。
- 3、指定の期間。令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間ということです。

提案理由としましては、現在、同施設の管理者として地域住民の憩いの場として運営するだけではなく、熱中小学校事業や自転車事業、コワーキングスペース事業など幅広く地域活動を自主的に展開し、当施設を最大限有効に活用していただいております。

この議案は、上富田町産業振興・文化交流館について管理者を指定するものであります。

現在、この施設の管理は、一般社団法人紀州くちくまの未来創造機構が管理者の指定を受け行っていますが、引き続き、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定により、同法人を指定管理者として指定するものであります。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

建設課副課長、山根君。

○建設課副課長（山根康生）

よろしくお願いします。

私からは、議案第37号についてご説明いたします。

議案第37号、町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、別紙町道の路線を認定する。  
記。

別紙のとおり。

令和4年3月8日提出、上富田町長奥田誠。

お手元の参考資料によりご説明いたします。

1枚おめくりください。1ページをお願いします。

朝来地区の道路1路線の町道路線認定調書でございます。

路線番号1259、路線名、大坪1号線、延長84.48メートル、幅員4メートル。

次のページに認定路線位置図を添付しておりますので、お目通しをよろしく願います。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって日程第39までの提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第28 議案第26号、令和4年度上富田町一般会計予算の件から日程第37 議案第35号、令和4年度上富田町特別会計朝来財産区予算の件までの10件については、委員会条例第5条の規定に基づき、11人をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第35号については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定に基づき、議長を除く全議員を指名いたしますのでよろしくお願いをいたします。

暫時休憩いたしますので、委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。暫時休憩します。

---

休憩 午前11時56分

---

再開 午後 0時10分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

12時を過ぎましたが、ご了承いただきたいと思います。

予算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、報告いたします。

委員長に、3番、家根谷美智子君、副委員長に、12番、木本眞次君が就任されました。

委員長はじめ委員の皆さん、大変ご苦労さまですが、よろしく願いをいたします。

---

## △延 会

### ○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

### ○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、3月15日午前9時00分となっておりますので、ご参集をお願いします。

追加議案の関係で、総務文教常任委員会及び議会運営委員会の開催をお願いいたします。

先に総務文教常任委員会を開催していただき、その後、議会運営委員会の開催をお願いします。議会運営委員会の委員の皆さんは少しお待ちください。

延会 午後0時11分